

私たちの彦根を
私たちの手で

地域
福祉

パワーアップ の手引き

～ 福祉委員制度について考えてみませんか ～

社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会



市社協職員が一緒に考えます。

自治会の人口規模やこれまでの活動状況に
合わせて、取り組み方はさまざまです。

市社協職員がみなさんのところに訪問して、
無理なく取り組める方法を一緒に考えます。

「社会福祉協議会」とは



これは社会福祉協議会の
シンボルマークです。社協の
「社」の字を表現しています。

彦

根市社会福祉協議会は、昭和26年9月に住民のみなさんや福祉関係者の参加・協力を得て作られました。

民間としての「自主性」と住民のみなさんに支えられた「公共性」があり、社会福祉法に位置づけられた非営利団体です。社会福祉協議会を略して「しゃきょう」ともいいます。

住民のみなさんの福祉活動の場づくりや福祉に関する企画、事業に取り組んでいます。

さらに!

パンフレット「こんにちは!!彦根市社会福祉協議会です」をご覧いただくと分かりやすいですよ!

彦根市社協の取り組み

- 小地域の福祉活動・ボランティア活動を推進
- 広報紙「社協ひこね」等で福祉活動を紹介
- 地域・学校で取り組む福祉教育・学習の支援
- 福祉イベントの開催
- 介護保険事業 など

彦根はどんなふうになっているの?

市

内の状況を見ると、6つの小学校区で高齢化率25%を超えており、4人に1人が高齢者で構成されています。独居高齢者世帯も年々増え続け、高齢者の約11人に1人が“認知症”と言われています。

また、障害者手帳を所持する方も年々増加し、災害時に自力で避難することが困難と考えられる災害時要援護者への関心が高まっています。

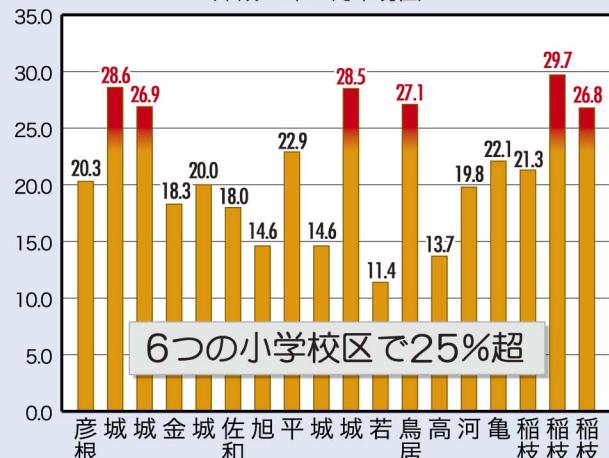
一方で少子化も進み、子育ての不安や負担から虐待など深刻な事態を招くケースもあります。また、通学路等における不審者の出没など子どもの安全確保も課題になってきています。

しかしながら、被災地にも見られるように、助けあい活動(福祉活動)が普段から活発な地域では、人と人との“絆”と生活の中に息づく“つながり”を大切にすることが、安心した地域生活を送ることに結びついている事例もあります。

私たちはこの“絆・つながり”をあらためて見つめ直す必要があると言えるでしょう。
(数字はすべてH23.10末現在)

彦根市の現状

市内高齢化率
(平成23年10月末現在)



独居高齢者世帯
4,280世帯

認知症高齢者
1人 / 約11人

障害者手帳
所持者の増加

災害時要援護者
の増加

少子化

虐待問題

子育ての
不安・負担

孤立しがちな
子育て環境

安心・安全の確保

景気の影響
貧困層の拡大
非正規労働者
生活保護受給者の増加

地域共同体
(機能別団体)
の弱体化

あらためて、
“彦根らしい”“絆”と“つながり”を!

福祉委員ってなに?

「福祉委員」は
小地域に根ざした
ボランティア

地

域福祉の進め方のひとつに「福祉委員制度」があります。

福祉委員は小地域福祉活動の担い手として、各種団体と連携しながらさまざまな福祉課題を解決していくために活動していきます。ここではその役割(例)をご紹介します。

1. 「福祉委員」とは

役割

福祉委員は自治会や民生委員児童委員と連携し、学区(地区)社協の窓口になり福祉のまちづくりを推進する役割を担います。

福祉
委員の
選任

住民の暮らしに根ざしたお互いに顔の見える範囲である自治会に、できれば1人以上の福祉委員が望ましいと思われます。

他団体
との関係・
活動

自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアや学区(地区)社協などと一緒に身近な地域の見守り・支えあい・助けあい活動を行います。

2. 福祉委員の活動

福祉委員の活動は、主に下記のようなものがあります。これはあくまで例ですので、地域の福祉課題に応じて、活動を進めていきましょう。

福祉課題の発見

あなたの住んでいる地域を見つめ直し、良いところや困りごとを見つけてみましょう。

今こそ、
“気づきの人”に
なりましょう!

自治会や民生委員
児童委員との連携

福祉課題を見つけたら、自治会役員や民生委員児童委員に連絡し、相談してください。

見守り・支えあい・
助けあい活動

地域や自治会にはそれぞれの事情があります。実情に合わせながら、それに見合った活動に取り組んでみてください。

学区(地区)社協との
連携(参加・協力)

学区(地区)社協は、地域福祉を高めるためさまざまな事業を実施しています。事業に積極的に参加し、学区(地区)の福祉活動をともに進めましょう。

3. 福祉委員制度を進めるために…

最初から多くの活動や難しい取り組みを望まず、できることから始めましょう。

●活動の範囲

自治会の区域を活動の範囲とします。

●選出方法

自治会などで自薦、他薦などにより選出しましょう。

●任期の明確化

複数年携わるとつながりも広がり、福祉課題も見つけやすいようです。

また、気持ちに余裕もできて、活動に工夫ができるようになります。

●地域の各種団体との関係の整理

福祉委員の活動範囲や連携、協力の方法について各種団体と話し合い明確にしましょう。

●福祉委員の周知

活動を円滑に進めるためには、地域住民に福祉委員を知ってもらうことが大事です。

自治会の会議や広報で周知しましょう。

●制度の共有化

地域に根ざしたものとするため、多くの団体や地域住民の意見を聞き、話し合うことが大切です。

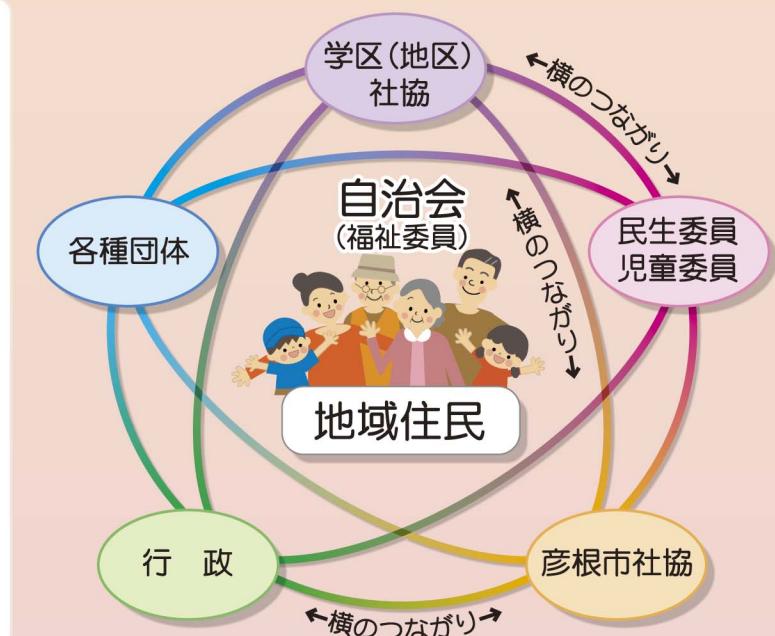
学区(地区) 社協とともに

学 区(地区)社会福祉協議会は、昭和36年4月から概ね小学校区を単位として、自治会、民生委員児童委員などさまざまな地縁団体で組織され、ふれあいサロン・給食など、住民参加によって身近な福祉課題の解決に取り組んでいます。

【役割】

- 学区(地区)社協事業の情報提供
- 福祉こんだん会の開催支援
- 福祉委員活動に関する相談
- ふれあいサロンづくり等の協力、支援

地域福祉活動 推進のイメージ



【お問い合わせ】

**社会福祉法人
彦根市社会福祉協議会**

〒522-0041

彦根市平田町670 彦根市福祉保健センター別館1階

【でんわ】(0749)22-2821

【ファックス】(0749)22-2841

【ホームページ】<http://www.hikone-shakyo.or.jp>